

会員氏名等の開示に関する覚書

1. 会員情報管理者（以下「管理者」という。）は、理事若干名を指名し、会員情報管理審査会（以下「審査会」という。）を組織する。審査会の任期は、管理者の在任期間とする。
2. 総会・大会等の学術集会、講演会以外の学会主催の活動で名誉会員・理事長・理事・監事・幹事の氏名、専門医氏名及び施設名、会員氏名を開示する場合は、管理者が審査会で協議し決定する。
3. 内規第8条に定めたとおり、名誉会員・理事長・理事・監事・幹事の氏名、専門医氏名及び施設名は、社団法人日本肝臓学会（以下「当学会」という。）のホームページに掲載する。
4. 役員・評議員名簿（以下「名簿」という。）については、次のとおり取り扱う。
 - ① 名簿に掲載する個人情報は、「氏名（振り仮名、ローマ字表記も含む）」、「会員番号」、「専門医番号」、「指導医番号」、「勤務先（住所、電話番号、FAX番号、E-mail）」、「出身大学名」、「専門領域」とする。
 - ② 名簿を作成するにあたっては、掲載対象者に掲載の承諾を得るものとする。
 - ③ 名簿の配布先は、原則として掲載されているすべての役員・評議員とするが、円滑な学会活動を進めるため、次の団体にも配布する。

東部会・西部会事務局、財団法人ウイルス肝炎研究財団事務局、DDW-Japan 事務局、財団法人消化器病学会事務局、賛助会員。
5. 名誉会員・理事長・理事・監事・幹事・評議員等の住所ラベルは、当学会主催の活動についてのみ配布する。
6. 総会・大会・地方会等の会長、国際会議（日本肝臓学会主催）の組織委員長は、学術集会の運営会社と契約する場合、必ず個人情報保護に関する覚書を交わし、学会員等の個人情報の流出に配慮すること。
7. 当学会の会員が出版社等から著作等を依頼され、会員名簿に掲載されている情報及び専門医氏名及び施設名等を開示しようとする場合は、管理者に『個人情報使用申請書』を提出する。
管理者は、審査会で審議し、開示にかかる諾否を決定し、通知する。
8. 企業等営利団体を含む他の団体の申し出については、次のとおり取り扱う。
 - ① 学会ホームページアドレスの記述や公開の申し出があった場合は、『個人情報使用申請書』を提出させ、管理者が開示の可否を決定する。
 - ② 名誉会員・理事長・会員氏名の開示について申請があった場合は、『個人情報使用申請書』を提出させる。管理者は、審査会で審議し、開示にかかる諾否を決定し、通知する。
9. この覚書で定めていない開示に関する事例が発生した場合、管理者は審査会で審議し、決定する。

附則

- 1 この覚書は、2006年3月30から施行する。
- 2 この覚書の一部を改正し、2019年11月20日から施行する。

受付年月日	年　月　日	会員情報管理者	会員情報管理補助者	担当者
決定年月日	年　月　日			
回答年月日	年　月　日			

個人情報使用申請書

年　月　日

一般社団法人日本肝臓学会

会員情報管理者 殿

情報使用申請者

(印)

申請者所属

電話

E-mail

下記のとおり、個人情報の使用を許可願います。なお、今回、申請する事項については、申請目的以外には使用しないことをお約束し、使用後は速やかに廃棄致します。

記

1. 使用内容

- 1 肝臓学会ホームページアドレスの引用
- 2 専門医の氏名及び勤務先の開示
- 3 その他 (具体的に記入願います。)

2. 使用の理由 (具体的に記入願います。)